

一般社団法人人文地理学会代議員選挙規程

2014年10月1日制定

2017年7月8日改正

2020年4月19日改正

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人人文地理学会（以下、人文地理学会という）定款第15条第2項に基づく代議員の選任について定めることを目的とする。

(選挙事務の管理)

第2条 選挙事務は、人文地理学会選挙管理委員会（以下「委員会」という）が管理する。
2. この規程に定めるもののほか、選挙事務に関して必要な事項は、委員会の定めるところによる。

(選挙人)

第3条 選挙人は、選挙実施年の5月1日現在の正会員のうち、前年度までの会費を納入している者とする。なお、5月1日現在において当該年度の会費を納入済の新入正会員は、選挙権を有するものとする。

(被選挙人)

第4条 被選挙人は、前年度までの会費を完納した正会員とする。
2. 連続4年にわたり在任した代議員は、その直後2年間は代議員の被選挙権を有しない。

(投票の区分)

第5条 投票は、地区を指定する投票（以下、地区別投票という。定数50名）、及び地区を指定しない投票（以下、一般投票という。定数50名）の2区分に分けて実施し、これらを同時に行う。
2. 投票は、地区別投票及び一般投票のそれぞれについて、所定の人数の候補者名を記入することにより行う。地区別投票において投票すべき人数は、第6条における地区区分ごとの定数の決定後、委員会が地区ごとに定める。一般投票は10名連記とする。なお地区別投票と一般投票の両方で同一人に投票することを妨げない。
3. 地区別投票の地区区分は、あらかじめ正会員が登録した会誌などを送付する連絡先によるものとし、選挙人・被選挙人とも当該地区内に連絡先をもつ者に限る。

(投票の地区区分)

第6条 地区別投票における地区区分は、次のとおりとし（かっこ内は対象都道府県名）、それぞれの定数は委員会が選挙人名簿により地区毎の正会員数に比例させて、代議員選挙の都度定める。

北海道・東北地区（北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島）

関東地区（茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川）

中部地区（新潟、富山、石川、福井、長野、山梨、岐阜、静岡、愛知）

近畿地区（三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山）

中国・四国地区（鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知）

九州地区（福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄）

2. 連絡先を海外とする正会員の投票は、当分の間、一般投票のみとする。

(開票)

第7条 地区別投票，一般投票の順に開票し，得票数の多い順に定数分の当選者を決定する。
2. 定数内の最下位の得票者の得票数が同数であるときは，学会入会年が古い者を当選者とする。

(辞退と補充)

第8条 代議員の当選者が辞退したときは，次点者を繰り上げる。
2. 代議員が任期途中で辞任したときは，次点者を繰り上げることができる。
3. 補充された代議員の任期は，前任者の残任期間とする。
4. 任期途中で辞任した代議員及び前項により補充された代議員の在任期間が本来の任期の半分以上となる場合，定款第30条第4項の適用にあたって，1期をつとめたものとみなす。
5. 第2項によって補充された代議員については，直近の社員総会において，報告を行うものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は理事会が行う。